

貸借対照表

平成24年3月31日現在

科	目	金	額	科	目	金	額
資 産 の 部				負 債 の 部			
円				円			
【 流 動 資 産 】		【467,006,152】		【 流 動 負 債 】		【417,203,885】	
現 金 及 び 預 金		43,206,605		未 払 金		12,976,772	
未 収 金		119,226,483		未 払 費 用		9,283,976	
未 収 収 益		5,728		未 払 消 費 税 等		2,119,027	
預 け 金		272,000,000		未 払 法 人 税 等		409,570	
貯 蔵 品		2,331,206		預 り 金		287,176,109	
前 払 費 用		7,527,622		前 受 金		102,948,000	
繰 延 税 金 資 産		15,237,722		前 受 収 益		1,481,641	
そ の 他		10,830,786		そ の 他		808,790	
貸 倒 引 当 金		△3,360,000		【 固 定 負 債 】		【202,572,812】	
【 固 定 資 産 】		【330,438,182】		退 職 給 付 引 当 金		191,945,969	
(有形固定資産)		(16,633,684)		役 員 退 職 慰 労 引 当 金		3,800,000	
建 物		3,747,631		資 産 除 去 債 務		4,826,843	
建 物 附 属 設 備		7,354,109		預 り 保 証 金		2,000,000	
工 具 器 具 備 品		5,531,944		負 債 合 計		619,776,697	
(無形固定資産)		(1,894,334)		純 資 産 の 部			
ソ フ ト ウ ェ ア		544,334		【 株 主 資 本 】		【132,401,116】	
電 話 加 入 権		1,350,000		資 本 金		50,000,000	
(投資その他の資産)		(311,910,164)		利 益 剰 余 金		82,401,116	
投 資 有 価 証 券		181,240,000		利 益 準 備 金		12,500,000	
出 資 金		100,000		そ の 他 利 益 剰 余 金		69,901,116	
長 期 貸 付 金		18,449,962		別 途 積 立 金		70,000,000	
長 期 前 払 費 用		287,842		繰 越 利 益 剰 余 金		△98,884	
繰 延 税 金 資 産		46,071,331		【 評 価 ・ 換 算 差 額 等 】		【45,266,521】	
差 入 保 証 金		61,527,000		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金		45,266,521	
差 入 敷 金		4,212,790		純 資 産 合 計			
そ の 他		8,459,239				177,667,637	
貸 倒 引 当 金		△8,438,000		負 債 ・ 純 資 産 合 計			
資 産 合 計		797,444,334		797,444,334			

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① その他有価証券

・ 時価のあるもの 事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理）

・ 時価のないもの 移動平均法による原価法

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

・ 貯蔵品 移動平均法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法）

② 無形固定資産

定額法

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れに備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき、当期末に発生していると認められる額を計上しております。

役員退職慰労引当金

役員の退職に伴う退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく期末要支給見込額を計上しております。

(4) 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(5) 追加情報

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等)

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第 24 号 平成 21 年 12 月 4 日) 及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 24 号 平成 21 年 12 月 4 日) を適用しております。

(法定実効税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正)

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成 23 年法律第 114 号) 及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成 23 年法律第 117 号) が、平成 23 年 12 月 2 日公布され、平成 24 年 4 月 1 日以降に開始する事業年度から法人税率が変更されることとなりました。

これに伴い、平成 24 年 4 月 1 日に開始する事業年度から平成 26 年 4 月 1 日に開始する事業年度の期間において解消が見込まれる一時差異については、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率を 41.1% から 38.6% に変更し、平成 27 年 4 月 1 日に開始する事業年度以降において解消が見込まれる一時差異については、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率を 41.1% から 36.3% に変更しております。

この変更により、繰延税金資産(繰延税金負債の金額を控除した金額)が 6,938 千円減少し、その他有価証券評価差額金が 3,410 千円、法人税等調整額が 10,349 千円それぞれ増加し、当期純利益が 10,349 千円減少しております。

2. 当期純損益金額

△9,188,909 円